

臨床研修活性化推進特別事業実施要綱

1 目的

歯科医師臨床研修制度は平成 18 年度の必修化以来、各臨床研修施設において、特徴・特色のあるプログラムに基づいた臨床研修が行われ、歯科医師の資質向上に貢献している。

歯科医師臨床研修の実施に当たっては、臨床研修に必要な設備等のほか、プログラムの充実及び研修歯科医を適切に指導する歯科医師（以下「指導歯科医」という。）の確保とともに、高齢化の進展や医療技術の進歩に伴う多様化・高度化など歯科医療を取り巻く環境の変化に応じ、臨床研修の充実を図っていくことが非常に重要である。

そこで、本事業においては、単独型及び管理型の臨床研修施設におけるプログラムについて客観的な指標を用いて評価し、優れた臨床研修施設における指導歯科医育成の講習会に対する支援を行うことで、臨床研修の活性化を図り歯科医師の資質向上を推進することを目的とする。

2 事業内容

平成 16 年 6 月 17 日医政発第 0617001 号厚生労働省医政局長通知「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について」に基づいて行われる歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会（以下「指導歯科医講習会」という。）とする。

3 補助対象

以下（１）～（３）の全ての要件を満たすものを補助対象とする。

- （１）歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令（平成 17 年 6 月 28 日厚生労働省令 103 号）に基づき指定を受けた単独型・管理型臨床研修施設及び省令に準じて臨床研修を行う歯学又は医学を履修する課程を置く大学附属病院（歯科医業を行わないものを除く。）。
- （２）上記（１）のうち、指導歯科医講習会を実施する施設。なお、実施にあたっては主催、共催は問わないものとする。
- （３）臨床研修施設における研修体制について、4 選定基準に掲げる評価項目等を総合的に評価し、一定基準を超えた施設（以下「候補施設」とい

う。)であって、かつ指導歯科医講習会の実施計画が適切なものであると判断された施設(以下「補助対象施設」という。)。なお、当該補助対象施設となった場合は、一般財団法人歯科医療振興財団からの補助を受けることができない。

4 選定基準

候補施設は、臨床研修施設における研修体制の充実度について、以下の評価項目等を総合的に評価し、一定基準を超えた施設とする。

(主な評価項目)

- ・指導者に関する項目(指導歯科医の人数、プログラム責任者の資質)
- ・医療安全に関する項目
- ・臨床研修施設の設備に関する項目
- ・マッチ者数に関する項目
- ・地域医療に関する項目(歯科訪問診療、地域歯科保健活動)
- ・全身管理の研修に関する項目
- ・外部の研修活動に関する項目
- ・歯科医師臨床研修の到達目標の達成状況
- ・年次報告の提出状況

5 通知方法

候補施設のうち、指導歯科医講習会の実施計画において国庫補助の要望があった臨床研修施設に対し、選定結果を通知する。(上位10施設程度を選定。)

6 その他

候補施設については、厚生労働省ホームページにおいて公表する。